

地域指定年度	昭和47年度
計画策定年度	昭和49年度
	平成10年度
計画見直し年度	平成20年度
	令和4年度

津島農業振興地域整備計画書（案）

令和4年7月

愛知県津島市

目 次

第 1 農用地利用計画	1
1 土地利用区分の方向	1
(1) 土地利用の方向.....	1
ア 土地利用の構想	1
イ 農用地区域の設定方針.....	3
(2) 農業上の土地利用の方向.....	4
ア 農用地区域への編入.....	4
イ 農用地区域の除外	5
(3) 農業上の土地利用の方向.....	5
ア 農用地等利用の方針.....	5
イ 用途区分の構想	6
ウ 特別な用途区分の構想.....	6
2 農地利用計画.....	6
第 2 農業生産基盤の整備開発計画	7
1 農業生産基盤の整備及び開発の方向	7
2 農業生産基盤整備開発計画	7
3 森林の整備その他林業の振興との関連	7
4 他事業との関連	8
第 3 農用地等の保全計画	9
1 農用地等の保全の方向	9
2 農用地等保全整備計画	9
3 農用地等の保全のための活動	10
4 森林の整備その他林業の振興との関連	10
第 4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画	11
1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	11
(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標.....	11
(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向.....	16
2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	18
3 森林の整備その他林業の振興との関連	19
第 5 農業近代化施設の整備計画	20
1 農業近代化施設の整備の方向	20
2 農業近代化施設整備計画	20
3 森林の整備その他林業の振興との関連	20
第 6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	21
1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向.....	21
2 農業就業者育成・確保施設整備計画	21
3 農業を担うべき者のための支援の活動	21
4 森林の整備その他林業の振興との関連	21
第 7 農業従事者の安定的な就業の促進計画	22
1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標	22
2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策.....	22
3 農業従事者就業促進施設	22
4 森林の整備その他林業の振興との関連	22

第8 生活環境施設の整備計画.....	23
1 生活環境施設の整備の目標	23
(1) 安全性.....	23
(2) 保健性.....	23
(3) 利便性.....	24
(4) 快適性.....	25
(5) 文化性.....	25
2 生活環境施設整備計画	25
3 森林の整備その他林業の振興との関連	26
4 その他の施設の整備に係る事業との関連	26
第9 付図.....	27
別記 農用地利用計画.....	28
(1) 農用地区域	28
(2) 用途区分	28

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

本地域は愛知県の西部、濃尾平野南部のほぼ中央に位置し、中部圏の中核都市である名古屋市の西方約16kmにある都市近郊地域で東西7.3km、南北7.25km 総面積は25.09km²で、東にあま市、西に愛西市、南に蟹江町に隣接している。

人口は全国的な傾向と同様に減少傾向にあり、少子高齢化により今後もこの傾向が続くと考えられる。

道路網として広域幹線道路は、東西方向の主要地方道名古屋津島線、主要地方道あま愛西線、県道津島七宝名古屋線が名古屋市に直結しているほか、南北方向には国道155号、西尾張中央道がある。特に西尾張中央道は東名阪自動車道の蟹江インターチェンジに通じているほか、蟹江町で接続する主要地方道蟹江飛島線等によって弥富市や飛島村のほか、伊勢湾岸自動車道にもつながっている。

公共交通機関は、鉄道が名鉄津島線 尾西線の2路線で、市内における駅は名鉄津島線に2駅（津島駅・青塚駅）ある。バスは名鉄津島駅のバスターミナルから名鉄バスが2路線、ふれあいバスが4路線、大坪のバスターミナルから名鉄バスが2路線、ふれあいバスが1路線運行している。これ以外では、本地域に隣接する愛西市内にJR関西本線の永和駅や名鉄津島線の藤浪駅がある。

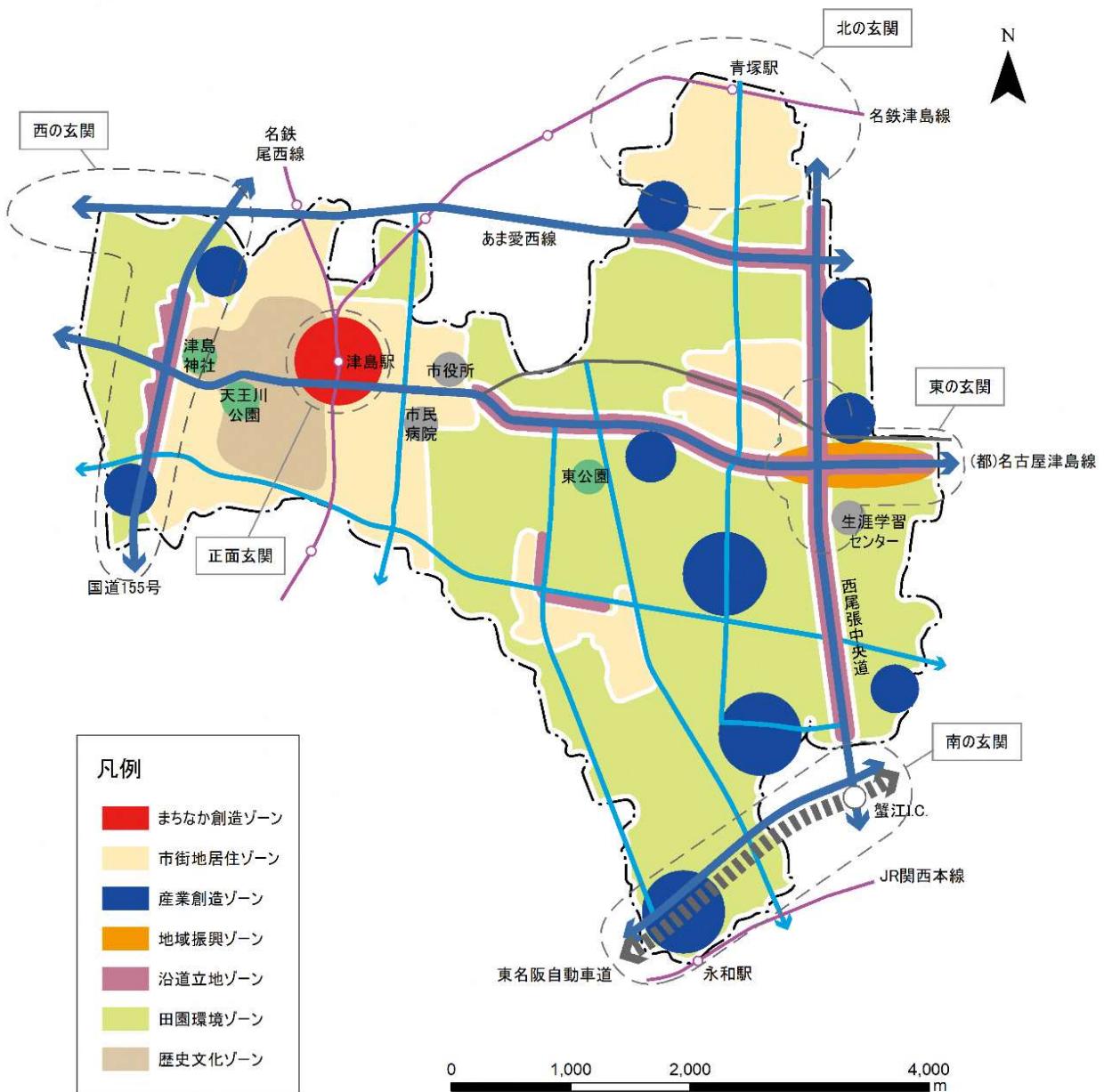
土地利用に関しては、既存ストックを活用しコンパクトな都市を目指すなか、津島駅周辺に商業業務地、その周辺に住宅地、そして幹線道路沿いに工業地を位置付けている。市内の土地利用の3分の1を占める農地については、農業を支える基盤となる優良農地としてだけでなく、都市近郊としての地域交流の発展、防災等の多面的な活用等を行いながら保全していくことで、地域特有の産業を生かした都市環境の形成を図る。

産業振興に関しては、産業活動の盛んな都市づくりを進めるため、東名阪自動車道インターチェンジ周辺や主要な幹線道路の沿道等、ポテンシャルの高い区域を中心に、都市計画法（地区計画）の制度を活用して、本市の産業の活力と雇用の創出を先導する区域として、工業機能や物流機能が集積した拠点づくりを推進する。

交通体系に関しては、交通量の増大に対応した計画的な道路・駐車場整備のほか、都市機能や生活サービス機能を集約する拠点を中心に、公共交通や道路などで結ぶ総合的な交通ネットワークの充実、まちなかの移動を快適にする歩行環境の整備などを図る。また、一宮西港線の整備にも柔軟に対応していく。

本市は名古屋市近郊に位置し、世帯数が増加傾向にあり、市内における宅地面積は拡大しており、農業振興地域においても農用地が減少している。今後は、農地利用の推進、農業経営基盤の確立、特産品の生産・地産地消の拡充、農業生産基盤の充実など、生産者と消費者との交流が図られ、農に親しみ、食の大切さを実感することができ、適切に維持管理された農業基盤のもとで農業者が安定した農業を営めるよう土地利用の確保に努める。

土地利用計画図



【参考：第5次津島市総合計画（令和3年）における将来土地利用計画図】

以上のことから、農用地面積については71.5haの減少、住宅地・工業用地・その他71.5haの増加を見込み目標面積を設定する。

区分	農用地		農用施設用地		森林・原野		住宅地 工業用地 その他		計	
	年次	実数 (ha)	比率 (%)	実数 (ha)	比率 (%)	実数 (ha)	比率 (%)	実数 (ha)	比率 (%)	実数 (ha)
現在 (R3)	823.2	44.7	1.1	0.1	4.9	0.3	1,012.8	54.9	1,842.0	100.0
目標(R13)	751.7	40.8	1.1	0.1	4.9	0.3	1084.3	58.8	1,842.0	100.0
増減	△71.5		0		0		71.5			

(注) 現在：課税地目 (R3.1.1) で分類した登記地積の集計値、目標：「農業委員会資料の農地転用面積（平成23年度～令和2年度）」に基づき設定

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地823.2haのうち、a～cに該当する農用地(553.7ha)で、次の地域、地区及び施設の整備に係る農用地及び次の(a)～(c)に該当する農用地以外の農用地(241.0ha)について、農用地区域を設定する方針である。

(農用地区域としない地域、地区及び施設に係る農用地)

地域、地区及び施設等の具体的な名称又は計画名	位置(集落名等)	面積			備考
		農用地	森林その他	計	
該当なし		ha	ha	ha	

(注) 上表に記載する地域、地区及び施設計画の範囲は、都市計画道路予定地とする。

a 集団的に存在する農用地

10ha以上の集団的な農用地 382.7ha

b 国が実施または補助する農業生産基盤整備事業の施行に係る区域内にある農用地 171.0ha (aとの重複面積 382.7ha)

c a及びb以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である農用地 0ha

ただし、a～cの土地であっても、(a)～(c)に該当する農用地については、農用地区域

には含めない。

- (a) 集落区域内（連接集合して存在する住宅、農業用施設、商店、工場等の施設の敷地の外縁を結んだ線内の区域）に介在する農用地
- (b) 自然的な条件等からみて、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる農用地
- (c) 市の判断により農用地区域に含めない農用地

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある土地改良施設のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるもの(28.5ha)について、農用地区域を設定する。

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるもの(1.1ha)について、農業地区域を設定する。

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

該当なし

(2) 農業上の土地利用の方向

本市の基本的な考え方として、農業振興地域の農用地区域は、今後概ね10年以上に渡り農用地として利用すべき土地を農業振興の基本となる農用地区域に定めるとともに、社会情勢の変化、市の他の土地利用計画との整合も図り、農地の保全に努めるよう検討するものである。については、次の事項に留意の上、検討するものとする。

ア 農用地区域への編入

第1の1 (1) イ (ア) (c)「市の判断により農用地区域に含めない農用地」のうち、都市計画マスターplanに位置付けられている土地を除いた土地については、地域の理解を得ながら今後農用地区域の設定に努める方針である。

なお、その内訳は次のとおりである。

- (ア) 集団的に存在する農用地(10ha以上の集団的な農用地)
- (イ) 国が実施または補助する農業生産基盤整備事業の施行に係る区域内にあり、5ha以上10ha未満の集団的な農用地
- (ウ) (ア)及び(イ)以外で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である農用地

イ 農用地区域の除外

(ア) 近代化不可地

次の要件すべてを満たし今後も農用地等として保全管理することが困難と認められる土地を対象とする。

a 農業生産基盤整備事業が実施されていないこと。

b 効率的な近代化農業が営めないと認められること。

(イ) 集落介在地

次の要件すべてを満たし今後も農用地等として保全管理することが困難と認められる土地を対象とする。

a 相当期間、農業生産基盤整備事業が実施されていないこと。

b 住宅、店舗、道路、地域の広場・公園等の集落施設に介在していること。

c 地域の平均的整備規模以下の小規模な飛び農用地等であること。

d 周辺の農用地等と一体的な効率的利用が困難であること。

(ウ) 山林介在地

該当なし

(エ) 個別案件の土地

本市の目指す農業振興計画の達成に支障がなく、法第13条第2項各号の要件をすべて満たすものについては、除外を検討する。

また、法第10条第4項に該当する土地は除外するが、農業上の土地利用との調整が可能なものについては、十分調整を行った後除外する。

(3) 農業上の土地利用の方向

集団的な優良農地を確保・保全しつつ、地理的条件等の特性を生かした生産地形成を目指に農業経営の改善を推進する。そして、水田農業・施設野菜・施設園芸等を主体とする生産性の高い高付加価値型農業経営を育成するとともに、効率的かつ安定的な農業者への農地の利用集積、効率的な土地利用の推進を図る。

ア 農用地等利用の方針

(地区別・用途別面積)

単位 : ha

区分 地区名	農地	採草 放牧地	混牧林地	農業用 施設用地	計
A地区	162.4	0	0	0.4	162.8
B地区	293.5	0	0	0.7	294.2
C地区	126.3	0	0	0.0	126.3
計	582.2	0	0	1.1	583.3

イ 用途区分の構想

(ア) A地区（津島地区） 農用地162.8ha（農用地162.4ha、施設用地0.4ha）

国道155号以西の農用地については、木曽川用水に属し、農業生産基盤整備事業の実施により、ほ場整備、用排水の整備等が行われている。現在は水稻・施設園芸が盛んであり、今後も水稻・施設園芸を中心とした土地利用を促進する。

なお、津島市都市計画マスターplanで、観音町・城山町は、西の玄関「工業・物流拠点」として位置付けられており、事業実施にあたっては農業的土地利用と都市的土地利用の十分な調整を行い、適正な土地利用を進める。

(イ) B地区（神守地区） 農用地294.2ha（農用地293.5ha、施設用地0.7ha）

日光川以東の農用地については、宮田用水に属し、農業生産基盤整備事業の実施により、ほ場整備、用排水の整備等が行われている。現在は水稻・露地野菜・施設野菜が盛んであり、今後、北部は露地野菜と施設野菜を中心とし、中・南部は、水稻を中心とした土地利用を促進する。

なお、津島市都市計画マスターplanで、青塚町は、北の玄関「地域生活拠点」として、神守町は、「工業・物流拠点」として、越津町・下切町は、都市計画道路が計画されており「工業・物流拠点」として、義原町は、都市計画道路が計画されており東の玄関「地域振興拠点」として、百町は、「物流・工業拠点」として、金柳町・高台寺町は、南の玄関「工業・物流拠点」として、事業の実施にあたっては農業的土地利用と都市的土地利用の十分な調整を行い、適切な土地利用を進める。

(ウ) C地区（神島田地区） 農用地126.3ha（農用地126.3ha、施設用地0.0ha）

日光川以西でA地区（津島地区）を除く農用地については、農業生産基盤整備事業の実施により、ほ場整備、用排水の整備等が行われている。現在は水稻が盛んであり、今後も水稻を中心とした土地利用を促進する。

なお、津島市都市計画マスターplanで、鹿伏兎町は、南の玄関「工業・物流拠点」として、事業の実施にあたっては農業的土地利用と都市的土地利用の十分な調整を行い、適切な土地利用を進める。

ウ 特別な用途区分の構想

該当なし

2 農地利用計画

別記の通りとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本市は名古屋市近郊に位置しており、都市的土地区画整理に関する需要が高い地域といえる。

昭和46年以降、ほ場整備事業により区画整理された集団農地は、広域的事業でかんがい用排水施設の整備が進められてきたため、労働時間の短縮、生産コストの低減が図られ、農業生産活動の効率化に寄与している。

今後は、大都市近郊に位置する地域特性を生かし、安定した農業経営の確立に努め、安全な食料生産・供給、自然環境の保全、多面的な機能を有する優良農地及び農業施設を将来にわたり適切に維持保全するよう努める。

(ア) A地区

市街地西部をA-1、市街地東部をA-2としている。

西部地区は、畑や水田を転換利用して花きやいちご等の園芸作物が生産されている。東部地区は、水稻中心の水田地帯である。全域が区画整理され、農業生産活動の効率化が進んでいる。

(イ) B地区

日光川以東の地域で、北部をB-1、中部をB-2、南部をB-3としている。

水田転換利用による園芸作物の生産が多い北部を除き、水稻中心の水田地帯である。全域が区画整理され、農業生産活動の効率化が進んでいる。

(ウ) C地区

神島田地区のうち、市街化区域の北部をC-1、南部をC-2としている。

北部南部ともに水稻を中心とする水田地帯である。全域が区画整理され、農業生産活動の効率化が進んでいる。

2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積		
特定農業用管水路特別対策事業	諸桑地区 用水路22, 700m	A-2	76. 4ha	1	H. 28～R. 7
特定農業用管水路特別対策事業	中一色地区 用水路22, 327m	C-2	126. 6ha	2	H. 28～R. 6
特定農業用管水路特別対策事業	大井地区 用水路14, 953m	C-2	68. 4ha	3	H. 29～R. 6

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

4 他事業との関連

該当なし

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

担い手農業者の高齢化、離農により遊休農地や管理不十分な農用地等の増加が懸念されることから、農業委員会を核とした農用地利用調整活動を活発化し、農地の出し手と受け手に関する情報を一元的に把握し認定農業者に利用集積されるよう努める。

農業者による規模拡大、集団転作、農業経営の効率化等により安定した農業経営基盤を確立し、農業生産の基盤となる優良農地の保全に努める。

また、大雨に対する農地被害を軽減するため、既存施設の改善等を実施して農用地や土地改良施設などの保全を図るとともに生産力の向上に努める。

2 農用地等保全整備計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積(ha)		
排水施設管理事業	日光川河口排水機場 尾西排水機場		11,608	—	H.9~
たん水防除事業	善太新地区 排水機場1ヵ所		1,049	—	H.21~R.4
たん水防除事業	観音寺地区 排水機場1ヵ所		250	—	H.25~R.5
緊急農地防災事業	日比川地区 排水機場5か所	B-1	54	1	H.27~R5
緊急農地防災事業	大海用地区 排水機場1か所		35	—	H.27~R5
たん水防除事業	新十三沖永地区 排水機場3ヵ所、 排水路150m	B-3	302	2	H.27~R.6
国営施設機能保全事業	尾張西部地区 排水機場2ヵ所 (日光川河口排水機場、尾西排水機場)		11,608	—	H.27~R.8
地盤沈下対策事業	日光川中一色 ゲノタ落地区 排水路1,280m	C-2	79	3	H.28~R.5
地盤沈下対策事業	日光川義原分水地区 用水路2,240m	B-2,3	59	4	H.29~R.5
地盤沈下対策事業	沖永南幹流地区 排水路2,840m	B-2,3	71	5	R.1~R.9
地盤沈下対策事業	篠田地区 排水路380m	B-2	26	6	R.1~R.4
地盤沈下対策事業	立合川地区 排水路400m	B-1	22	7	R.2~R.5

地盤沈下対策事業	篠田幹流地区 排水路170m	B-2, 3	26	8	R. 3～R. 6
排水施設保全対策事業	日比川河口地区 排水機場1か所	B-2	544	9	R. 3～R. 10
緊急海岸整備事業	堤防補修工一式		6, 835	—	R. 4～R. 6

(ア) A地区

今後は、担い手への農地の集積を図り、農業生産活動の効率化を目指すとともに、昭和57年に整備され老朽化の進む日光西地区排水機場等の更新を計画的に行う。

(イ) B地区

今後は、担い手への農地の集積を図り、農業生産活動の効率化を目指すとともに、昭和63年に整備され老朽化の進む十三沖永地区排水機場等の更新を計画的に行う。

(ウ) C地区

今後は、担い手への農地の集積を図り、農業生産活動の効率化を目指すとともに、昭和57年に整備され老朽化の進む日光西地区排水機場等の更新を計画的に行う。

3 農用地等の保全のための活動

土地利用型農業の発展のため、農業委員会を核とした農用地利用調整活動を活発化し、遊休農地の利用の掘り起こし活動を強化するとともに、農地の流動化に関する情報の一元化を図り、担い手農業者等に利用権の設定等を推進する。

農地の集団化や農業生産組織の再編を促進し、集団化・連担化した条件で担い手である認定農業者に農地が集積されるよう努める。

地域住民参加による農業施設の点検、維持管理、環境保全向上等に向けた活動を実施する。水害防止と排水対策のため、排水機場等、既存施設の改善を実施する。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

農業経営の目標は、基幹家族経営体が年間所得概ね800万円以上、主たる従事者1人当たり概ね400万円、年間労働時間概ね1,800時間以内(1人当たり)、新たに農業経営を営もうとする青年等の主たる従事者1人当たり250万円、年間労働時間概ね2,000時間(1人当たり)とする。上記目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、本市における主な営農類型は次の通りである。主な主たる従事者2人による経営体を想定した「基幹経営体」及び更なる所得向上を目指す「ステップアップ経営体」について各指標を掲げる。

経営体種別	営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
基幹経営体	<p>水稻専作経営 従事者数 ・家族 2.0人</p> <p>水田 45ha <作付面積> 水稻移植 15ha 水稻直播 8ha 飼料用米 22ha</p>	<p><経営規模></p> <p>水田 45ha</p> <p><資本設備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター(60ps) 3台 ・トラクター(90ps) 2台 ・田植機 8条 2台 ・V溝播種機 AD10 1台 ・自脱型コンバイン 2台 ・乗用管理機 1台 ・2トントラック 1台 ・4トントラック 1台 ・軽トラック 1台 ・不耕起播種機(10条) 1台 ・ブロードキャスター 1台 ・ミキサー 1台 ・溝きり機 1台 ・フォークリフト 1台 ・ロータリー 3台 ・畦塗り機 1台 ・ハロー 2台 ・ブームモア 1台 ・播種プラント 1台 ・アタッチメント等 1台 ・倉庫 300 m² ・育苗施設 1ライン 	<p><導入が望ましい経営形態及び生産管理等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策の活用(麦・大豆作の栽培が困難な地域等に飼料用米を導入) ・乾燥調製は農業協同組合の共同利用施設に委託 ・飼料用米に対応した低コスト、多収生産技術の導入 ・実需者ニーズに対応した生産 ・本県開発の不耕機V溝直播栽培技術の導入 ・移植・V溝直播の組合せによる作業分散 ・早生品種導入による作期分散 ・V溝直播栽培による飼料用米の多収・低コスト生産 ・スマート農業の導入による作業制度の向上及び作業の効率化 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理会計の導入(会計管理ソフトの導入) ・家族経営協定の締結 ・法人化の検討、就業規則の整備 ・労務管理(雇用、人材育成等)の徹底(労務管理ソフトの挿入) ・圃場管理システムによる作業管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく休日制の導入

ステップアシブ経営体	水稻専作経営 従事者数 ・家族 2.5人 給与受給者 (短時間) 1.0人	<経営規模> 水田 85ha <作付面積> 水稻移植 30ha 水稻直播 13ha 飼料用米 42ha	<資本装備> ・トラクター(90ps) 4台 ・トラクター(120ps) 1台 ・田植機 8条 2台 ・V溝播種機 AD10 2台 ・自脱型コンバイン 2台 ・乗用管理機 2台 ・2トントラック 1台 ・4トントラック 1台 ・ブロードキャスター 1台 ・ミキサー 1台 ・溝きり機 2台 ・フォークリフト 1台 ・ロータリー 3台 ・畦塗り機 1台 ・ハロー 2台 ・ブームモア 2台 ・バーチカルハロー 2台 ・レベラー 1台 ・播種プラント 1台 ・軽トラック、アタッチメント類 1台 ・倉庫 500 m ² ・育苗施設 一式	・管理会計の導入 ・労働力配分の適正化 ・パソコンによるほ場、作業管理 ・常用雇用者に対する教育と責任分担の明確化 ・短時間労働者の労務管理 ・法人化、就業規則の整備 ・社会保険等の加入 ・コンプライアンスの徹底	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・給与受給者(短時間)の安定確保
	<導入が望ましい経営形態及び生産管理等> ・経営所得安定対策を活用(麦・大豆作の栽培が困難な地形等に飼料用米を導入) ・実需者ニーズに対応した生産 ・乾燥調製は農業協同組合の共同利用施設に委託 ・耕畜連携システムの構築 ・本県開発の不耕機V溝直播栽培技術の導入 ・移植・V溝直播の組合せによる作業分散 ・深水無落水栽培による環境調和型稻作の推進及びコシヒカリの品質向上 ・飼料用米に対応した低コスト、多収生産技術の導入 ・早生品種導入による作期分散 ・V溝直播栽培による飼料用米の多収・低コスト生産 ・スマート農業の導入による作業制度の向上及び作業の効率化				
基幹経営体	水稻・麦経営 従事者数 ・家族 2.0人 給与受給者 (短時間) 1.3人	<経営規模> 水田 50ha <作付面積> 水稻移植 10ha 水稻直播 20ha 飼料用米 10ha 小麦 10ha	<資本装備> ・トラクター(50ps) 3台 ・トラクター(80ps) 1台 ・田植機 8条 1台 ・自脱型コンバイン 1台 ・乗用管理機 1台 ・2トントラック 1台 ・4トントラック 1台 ・軽トラック 1台 ・不耕起播種機(10条) 1台 ・ドリルシーダー 1台 ・ブロードキャスター 1台 ・ミキサー 1台 ・溝きり機 1台 ・フォークリフト 1台 ・ロータリー 4台 ・畦塗り機 1台 ・ハロー 2台 ・モア 1台 ・溝堀機 1台 ・倉庫 300 m ² ・育苗施設 1ライン	・管理会計の導入 ・労働力配分の適正化 ・パソコンによるほ場、作業管理 ・法人化、就業規則の整備	・家族経営協定の締結に基づく休日制の導入 ・給与受給者(短時間)の安定確保
	<導入が望ましい経営形態及び生産管理等> ・小麦もしくは小麦栽培が困難な地域では飼料用米により生産調整を実施 (この規模設定では、比率40%) ・乾燥調製は農業協同組合の共同利用施設に委託 ・飼料用米に対応した低コスト、多収用途に適した生産技術の確立 ・実需者ニーズに対応した生産 ・農地中間管理事業により、経営体へ農地集積と作業効率化 ・耕畜連携システムの構築 ・本県開発の不耕機V溝直播栽培技術の導入 ・品種及び移植・V溝直播の組合せによる作業分散				

基幹経営体	トマト・ミニトマト専作経営 従事者数 ・家族 2.5人 ・給与受給者(短時間) 0.4人	<経営規模> 施設 40 a <作付面積> 促成長期 40 a 又は 抑制 + 半促成 及び促成 + 夏秋 40 a	<資本装備> ・ビニルハウス 2棟 4,000 m ² ・倉庫兼作業場 50 m ² ・トラック 1台 ・軽トラック 1台 ・トラクター 1台 ・管理機 1台 ・暖房機 2台 ・動力噴霧器 2台 ・炭酸ガス発生装置 2台 ・環境モニタリング装置 2台	・管理会計の導入(会計管理ソフトの導入) ・家族経営協定の締結 ・労働管理(雇用、人材育成等)の徹底(労務管理ソフトの導入)	・家族経営協定の締結に基づく休日制の導入 ・給与受給者(短時間)の安定確保
					<導入が望ましい経営形態及び生産管理等> ・新品種や革新技術の導入による品質・収量の向上 ・苗の生産及び選果・箱詰め作業の分業化 ・環境保全型技術の導入 ・消費者ニーズに合った品種の導入 ・I C T、環境制御技術の高度化 ・養液栽培システムによる効率的給液管理と省力化 ・I PM技術、G A P手法の導入
ステップアップ経営体	トマト・ミニトマト専作経営 従事者数 ・家族 2.5人 ・給与受給者(短時間) 10.5人	<経営規模> 施設 80 a <作付面積> 促成長期 80 a 又は 抑制 + 半促成 及び促成 + 夏秋 80 a	<資本装備> ・低コスト耐候性ハウス 4棟 8,000 m ² ・倉庫兼作業場 100 m ² ・トラック 1台 ・軽トラック 1台 ・暖房機 6台 ・自走式防除機 4台 ・高所作業車 4台 ・養液栽培システム 一式 ・超微粒ミスト装置 一式 ・炭酸ガス施用機 4台 ・統合環境制御システム 4台	・管理会計の導入(会計管理ソフト導入) ・常用雇用者に対する教育と責任分担の明確化 ・短時間労働者の労務管理 ・法人化、就業規則の整備 ・社会保険等の加入 ・コンプライアンスの徹底	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・給与受給者(短時間)の安定確保
					<導入が望ましい経営形態及び生産管理等> ・低コスト耐候性ハウスによるハイワイヤーや斜め誘引による管理作業の省力化 ・年2作型体系(抑制+半促成、促成+夏秋)の組み合わせ、又は年1作型促成長期 ・環境保全型技術や革新技術の導入による品質・収量の向上 ・訪花昆虫又は単為結果性品種の導入による管理作業の省力化 ・購入苗(成苗)の利用による分業・省力化 ・I C Tや炭酸ガス施用を活用した環境制御技術の導入 ・I PM技術、G A P手法の導入
基幹経営体	イチゴ専作経営 従事者数 ・家族 2.5人 ・給与受給者(短時間) 1.1人	<経営規模> 施設 40 a <作付面積> 高設 30 a 土耕 10 a	<資本装備> ・ビニルハウス 4,000 m ² ・育苗ハウス 600 m ² ・作業場 50 m ² ・高設培地システム 3,000 m ² ・空中採苗システム 600 m ² ・暖房機 4台 ・管理機 1台 ・予冷庫 1台 ・動力噴霧器 1台 ・トラクター 1台 ・トラック 1台 ・軽トラック 1台 ・短日夜冷装置 一式 ・炭酸ガス発生機 4台 ・環境モニタリング装置 2台 ・炭酸ガス防除機 1台	・管理会計の導入(会計管理ソフトの導入) ・家族経営協定の締結 ・法人化の検討、就業規則の整備 ・労働管理(雇用、人材育成等)の徹底(労務管理ソフトの導入)	・家族経営協定の締結に基づく休日制の導入 ・給与受給者(短時間)の安定確保

	<p>＜導入が望ましい経営形態及び生産管理等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高設・土耕栽培の組み合わせによる（高品質・低コスト）生産の両立 ・多収良食味品種の作付けによる販売額の確保 ・育苗、出荷調製労力の削減による作付面積の拡大 ・多収品種の栽培技術向上と導入面積拡大 ・高設栽培 30a 導入 ・安定育苗技術の導入、育苗の分業化（育苗時炭酸ガス防除の導入） ・短日夜冷処理による超促成栽培 ・I P M技術の導入 ・通いコンテナの利用や出荷調製への雇用労力投入 ・環境制御技術の高度化 ・高設栽培における給液管理の適正化 																																								
ステップアップ経営体	イチゴ専作経営	<p>＜経営規模＞</p> <table> <tr> <td>施設</td> <td>80 a</td> </tr> </table> <p>＜作付面積＞</p> <table> <tr> <td>高設</td> <td>40 a</td> </tr> <tr> <td>土耕</td> <td>40 a</td> </tr> </table>	施設	80 a	高設	40 a	土耕	40 a	<p>＜資本設備＞</p> <table> <tr> <td>・ビニルハウス</td> <td>8,000 m²</td> </tr> <tr> <td>・育苗ハウス</td> <td>1,000 m²</td> </tr> <tr> <td>・作業場</td> <td>80 m²</td> </tr> <tr> <td>・高設栽培システム</td> <td>4,000 m²</td> </tr> <tr> <td>・空中採苗システム</td> <td>1,000 m²</td> </tr> <tr> <td>・暖房機</td> <td>8 台</td> </tr> <tr> <td>・予冷庫</td> <td>1 台</td> </tr> <tr> <td>・動力噴霧器</td> <td>1 台</td> </tr> <tr> <td>・トラクター</td> <td>1 台</td> </tr> <tr> <td>・トランク</td> <td>1 台</td> </tr> <tr> <td>・軽トラック</td> <td>1 台</td> </tr> <tr> <td>・短日夜冷装置</td> <td>一式</td> </tr> <tr> <td>・炭酸ガス発生機</td> <td>8 台</td> </tr> <tr> <td>・環境モニタリング装置</td> <td>2 台</td> </tr> <tr> <td>・炭酸ガス防除機</td> <td>一式</td> </tr> </table>	・ビニルハウス	8,000 m ²	・育苗ハウス	1,000 m ²	・作業場	80 m ²	・高設栽培システム	4,000 m ²	・空中採苗システム	1,000 m ²	・暖房機	8 台	・予冷庫	1 台	・動力噴霧器	1 台	・トラクター	1 台	・トランク	1 台	・軽トラック	1 台	・短日夜冷装置	一式	・炭酸ガス発生機	8 台	・環境モニタリング装置	2 台	・炭酸ガス防除機	一式	<ul style="list-style-type: none"> ・管理会計の導入（会計管理ソフトの導入） ・常用雇用者に対する教育と責任分担の明確化 ・短時間労働者の労務管理 ・法人化、就業規則の整備 ・社会保険等の加入 ・コンプライアンスの徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・給与受給者（短時間）の安定確保
施設	80 a																																								
高設	40 a																																								
土耕	40 a																																								
・ビニルハウス	8,000 m ²																																								
・育苗ハウス	1,000 m ²																																								
・作業場	80 m ²																																								
・高設栽培システム	4,000 m ²																																								
・空中採苗システム	1,000 m ²																																								
・暖房機	8 台																																								
・予冷庫	1 台																																								
・動力噴霧器	1 台																																								
・トラクター	1 台																																								
・トランク	1 台																																								
・軽トラック	1 台																																								
・短日夜冷装置	一式																																								
・炭酸ガス発生機	8 台																																								
・環境モニタリング装置	2 台																																								
・炭酸ガス防除機	一式																																								
	<p>＜導入が望ましい経営形態及び生産管理等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高設・土耕栽培の組み合わせによる（高品質・低コスト）生産の両立 ・多収良食味品種の作付けによる販売額の確保 ・育苗、出荷調製労力の削減による作付面積の拡大 ・多収品種の栽培技術向上と導入面積拡大 ・高設栽培 30a 導入 ・安定育苗技術の導入、育苗の分業化（育苗時炭酸ガス防除の導入） ・短日夜冷処理による超促成栽培 ・I P M技術の導入 ・通いコンテナの利用や出荷調製への雇用労力投入 ・環境制御技術の高度化 ・高設栽培における給液管理の適正化 																																								
基幹経営体	水耕葉菜専作経営	<p>＜経営規模＞</p> <table> <tr> <td>施設</td> <td>35 a</td> </tr> </table> <p>＜作付面積＞</p> <table> <tr> <td>ミツバ、レタス、サラダナ、サンチュ、ネギ、クレソンなど</td> <td>35 a</td> </tr> </table>	施設	35 a	ミツバ、レタス、サラダナ、サンチュ、ネギ、クレソンなど	35 a	<p>＜資本設備＞</p> <table> <tr> <td>・軽量鉄骨ハウス</td> <td>3,500 m²</td> </tr> <tr> <td>・水耕プラントイ式</td> <td>3,500 m²</td> </tr> <tr> <td>・作業場</td> <td>50 m²</td> </tr> <tr> <td>・暖房機</td> <td>2 台</td> </tr> <tr> <td>・予冷庫</td> <td>1 台</td> </tr> <tr> <td>・動力噴霧機</td> <td>1 台</td> </tr> <tr> <td>・トラクター</td> <td>1 台</td> </tr> <tr> <td>・軽トラック</td> <td>1 台</td> </tr> <tr> <td>・パネル洗浄機</td> <td>1 台</td> </tr> <tr> <td>・パネル消毒機</td> <td>1 台</td> </tr> <tr> <td>・下葉取り機</td> <td>2 台</td> </tr> <tr> <td>・包装機</td> <td>1 台</td> </tr> <tr> <td>・梱包機</td> <td>1 台</td> </tr> </table>	・軽量鉄骨ハウス	3,500 m ²	・水耕プラントイ式	3,500 m ²	・作業場	50 m ²	・暖房機	2 台	・予冷庫	1 台	・動力噴霧機	1 台	・トラクター	1 台	・軽トラック	1 台	・パネル洗浄機	1 台	・パネル消毒機	1 台	・下葉取り機	2 台	・包装機	1 台	・梱包機	1 台	<ul style="list-style-type: none"> ・管理会計の導入（会計管理ソフトの導入） ・雇用管理の徹底 ・家族経営協定の締結 ・法人化の検討、就業規則の整備 ・労務管理（雇用、人材育成等）の徹底（労務管理ソフトの導入） 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく休日制の導入 ・給与受給者（短時間）の安定確保 						
施設	35 a																																								
ミツバ、レタス、サラダナ、サンチュ、ネギ、クレソンなど	35 a																																								
・軽量鉄骨ハウス	3,500 m ²																																								
・水耕プラントイ式	3,500 m ²																																								
・作業場	50 m ²																																								
・暖房機	2 台																																								
・予冷庫	1 台																																								
・動力噴霧機	1 台																																								
・トラクター	1 台																																								
・軽トラック	1 台																																								
・パネル洗浄機	1 台																																								
・パネル消毒機	1 台																																								
・下葉取り機	2 台																																								
・包装機	1 台																																								
・梱包機	1 台																																								
	<p>＜導入が望ましい経営形態及び生産管理等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・品目毎の出荷調製に掛かる労力を考慮した、品目組合せによる効率・経済的な周年栽培 ・環境保全型農業の導入 ・I C Tを活用した環境制御技術の導入 ・G A P手法の導入 																																								

ステップアシブ経営体	水耕葉菜専作経営	<p>〈経営規模〉 施設 70 a</p> <p>〈作付面積〉 ミツバ、レタス、サラダ、サンチュ、ネギ、クレソンなど 70 a</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽量鉄骨ハウス 7,000 m² ・水耕プラント一式 7,000 m² ・作業場 100 m² ・暖房機 4台 ・予冷庫 1台 ・動力噴霧機 1台 ・トラック 1台 ・軽トラック 1台 ・パネル洗浄機 1台 ・パネル消毒機 1台 ・下葉取り機 4台 ・自動包装機 1台 ・梱包機 1台 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理会計の導入（会計管理ソフトの導入） ・常用雇用者に対する教育と責任分担の明確化 ・短時間労働者の労務管理 ・法人化、就業規則の整備 ・社会保険等の加入 ・コンプライアンスの徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・給与受給者（短時間）の安定確保
		<p>〈導入が望ましい経営形態及び生産管理等〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・品目毎の出荷調製に掛かる労力を考慮した、専作・品目組合せなど効率・経済的な周年栽培 ・環境保全型農業の導入 ・I C Tを活用した環境制御技術の導入 ・G A P手法の導入 			
基幹経営体	鉢花専作経営	<p>〈経営規模〉 施設 30 a 露地 10 a</p> <p>〈作付面積〉 ボインセチア 25 a ポットマム 20 a ノボタン 15 a</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガラス温室 2,000 m² ・硬質フィルムハウス 1,000 m² ・作業場 100 m² ・動力噴霧機 1台 ・トラック 1台 ・軽トラック 1台 ・暖房機 3台 ・ポッティングマシン 1台 ・底面給水装置 2,000 m² ・ミキサー 1台 ・ショベルローダー 1台 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理会計の導入 ・家族経営協定の締結 ・台車輸送対応による運賃の低減 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく休日制の導入 ・給与受給者（短時間）の安定確保
		<p>〈導入が望ましい経営形態及び生産管理等〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・良質苗の購入（ボインセチア） ・エブアンドフロー、ポッティングマシンによる省力化 ・露地を利用した出荷調整、草姿改善、発色向上 ・出荷は台車輸送 ・小売業者等ターゲットを絞ったマーケティングリサーチ ・多色植えや仕立ての工夫などオリジナリティの発揮 ・SNSなどを利用した営業活動や取引 			
ステップアシブ経営体	鉢花専作経営	<p>〈経営規模〉 施設 60 a 露地 20 a</p> <p>〈作付面積〉 ボインセチア 50 a ポットマム 40 a ノボタン 30 a</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガラス温室 3,000 m² ・硬質フィルムハウス 3,000 m² ・作業場 100 m² ・動力噴霧機 1台 ・トラック 1台 ・軽トラック 1台 ・暖房機 7台 ・ポッティングマシン 1台 ・底面給水装置 4,000 m² ・ミキサー 1台 ・ショベルローダー 1台 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理会計の導入 ・常用雇用者に対する教育と責任分担の明確化 ・短時間労働者の労務管理 ・法人化、就業規則の整備 ・社会保険等の加入 ・コンプライアンスの徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・給与受給者（短時間）の安定確保
		<p>〈導入が望ましい経営形態及び生産管理等〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボインセチアは契約による自己増殖 ・エブアンドフロー、ポッティングマシンによる省力化 ・露地を利用した出荷調整、草姿改善、発色向上 ・出荷は台車輸送 ・微粒ミストを利用した夏季栽培の品質向上 ・小売業者等ターゲットを絞ったマーケティングリサーチ ・多色植えや仕立ての工夫などオリジナリティの発揮 ・SNSなどを利用した営業活動や取引 			

基幹経営体	採卵養鶏経営 (有利販売主体経営)	<飼養羽数> 採卵鶏 1万羽	<資本設備> ・成鶏舎・施設 ・育成舎・施設 ・中大すう舎・施設 ・集卵庫・倉庫 ・洗卵選別機 ・自動販売機 ・ワゴン車 ・軽トラック ・鶏ふん発酵施設 ・ショベルローダー ・鶏ふん袋詰機	2棟 1棟 1棟 1棟 1台 10台 1台 1台 一式 1台 1台	・管理会計の導入（会計管理ソフトの導入） ・顧客管理、販売促進活動の取組 ・計数管理の実施 ・家族経営協定の締結 ・コンプライアンスの徹底（家畜伝染病予防法、家畜排せつ物法等） ・法人化の検討、就業規則の整備	・家族経営協定の締結に基づく休日制の導入
	従事者数 ・家族 2.5人					

<導入が望ましい経営形態及び生産管理等>

- ・投資の抑制及び施設の有効利用の優先
- ・消費者ニーズに即した品種構成
- ・開放式成鶏舎
- ・衛生管理の徹底
- ・夏季の暑熱対策の実施
- ・生産された鶏卵は全て直売
- ・年間産卵量 19.1kg/羽、規格外卵、規格外卵を含めて農家手取り 220円/kg で販売
- ・良品質堆肥の生産

(出典：農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 令和4年3月 津島市)

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

本市では、その立地条件を生かして水稻を主体とする農業生産を展開してきたが、近年、経営の発展を図るため、一部の農家で施設園芸の導入が盛んとなっている。今後は、都市近郊型農業への転換を図るため、このような施設園芸において、高収益性の作目、作型を担い手を中心に導入して、地域として産地化を図ることとする。また、こうした都市近郊型農業への転換を目指すばかりでなく、海拔ゼロメートル以下の耕地が広がる本市の現状から、水田のもつ機能を重視した水稻中心の農業経営体も必要と考え、その経営体の育成を図る。更に、水稻を中心に経営規模の拡大を志向する農家と施設園芸による集約的経営を展開する農家との間で、労働力提供、農地の賃借等においてその役割分担を図りつつ、地域複合としての農業発展をめざす。

(ア) A-1 地区

いちごの栽培技術の向上により高品質な安定出荷をめざし、優良無病苗供給施設の有効利用を進め、かつ作業の省力化、コストダウン等により、施設園芸農業者の経営安定を図ることが望まれる。担い手農業者が集まっている地域があるので、後継者育成を回るとともに、土壌改良、奨励品種を導入し、農業経営基盤強化促進事業等による農地の利用集積により規模拡大と機械化作業を進めコストダウンを図る。

(イ) A-2 地区、C 地区

経営規模としては、市全体として中規模あるいは、それ以上ではあるが、ほとんど水稻中心のため、うまい米づくりをめざし、土壌改良、奨励品種を導入し、農業経営基盤強化促進事業等による農地の利用集積により規模拡大と機械化作業を進めコストダウンを図る。また、米の生産調整に伴う転作の推進を図るために、適地作物、技術

導入、生産意欲の向上等、集団転作の方向へと土地の有効利用を進める。

(ウ) B－1 地区

本地域は総じて、いちご、花きの施設園芸と水稻複合中規模農業地区である。津島西部地区に比べれば、1戸当たりの耕地面積は少ないが、津島西部地区に次いで、専業農業者も多く、施設野菜であるいちごの神守地区生産組合組織が形成されている。いちごについては、A－1 地区に掲げたと同様の対策が望まれる。花きの安定生産を推進するため、優良品種の導入、土地の有効利用、省エネ施設等の導入による作業の省力化を図る。また、本地域の農作業受委託組織の育成を図るとともに、土壤改良、奨励品種を導入し、農業経営基盤強化促進事業等による農地の利用集積により規模拡大と機械化作業を進めコストダウンを図る。

(エ) B－2 地区、B－3 地区

本地域内で農作業受委託組織、オペレーターの育成を図るとともに、土壤改良、奨励品種を導入し、農業経営基盤強化促進事業等による農地の利用集積により規模拡大と機械化作業を進めコストダウンを図る。また、米の生産調整に伴う転作の推進を図るために、適地作物、技術導入、生産意欲の向上等、集団転作の方向へと土地の有効利用を進める。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

認定農業者、今後認定を受けようとする農業者、望ましい経営を目指す意欲的な農業者や生産組織及びこれら周辺農家に対して、営農診断、営農改善方策の提示等を行い、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導するとともに、経営改善に向けた取組を実践している農業者及び生産組織に対して、経営診断の実施、導入が望ましい技術の提示等、重点的な指導及び研修を実施し、経営改善の着実な実行を促進する。

なお、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、規模拡大による経営発展を図ろうとする認定農業者、今後認定を受けようとする農業者、意欲的な農業者や生産組織に対しては、農業委員会、農業協同組合、農業共済組合等がそれぞれ有する農業者情報や農地情報を共有し、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

また、これらの農地の流動化に関しては、農用地利用改善事業による集団的土地利用を実現するため、このような土地利用調整を全市的に展開して集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

特に、農用地の利用集積を進めるに当たっては、農業経営基盤強化促進事業（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第4条第3項）の積極的な活用を図り、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して円滑な農用地の面的集積を推進する。

農業経営基盤強化促進事業の活用に当たっては、本市の農業の地域特性である稲作の単一経営や、稲作と露地野菜、施設花き、都市近郊を生かした軟弱野菜を組み合わせた複合経営を中心とする農業生産の展開、及び高齢化、兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 人・農地プランによる担い手への農地集積・集約化を促進する事業
- ③ 農地中間管理事業を促進する事業
- ④ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ⑤ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑥ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑦ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。なお、人・農地プランより、本市全域を対象として地域の重点実施と連携して積極的な取組を行い、集約化が図られるよう努めるものとする。

更に、本市は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度に

についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

近年、都市産業の発達によって、他産業への労働力の需要は高まり、基幹労働力の他産業流出が見受けられる。こうした状況の中、他産業従事者に匹敵する農業所得を上げるために、農業生産基盤の整備とともに、農業生産流通施設の整備を図り生産性の向上・生産コストの低減に努める。

(ア) A地区

この地域は水稻といちごの複合経営が中心となっている。今後担い手農業者の育成を図るには、施設野菜の規模拡大を促進することが必要である。そのため水稻にかかる労力の徹底した省力化を図る必要がある。また、生産に必要な肥料等資材の合理的な物流を推進するため農業資材配送センターの有効利用を図る。米の長期安定供給

(農業者保有米の貯蔵、地元消費者への供給)を図るための低温農業倉庫や良質米の生産性向上に役立つカントリーエレベーターの有効利用を図り、経営の安定化を推進する。

野菜については施設の規模拡大や栽培管理の徹底を図るとともに生産者団体における産地直売施設を推進し、生産者と消費者の交流を図る。

(イ) B地区

この地域は水稻単作兼業農業者が多いため、今後は受委託組織、オペレーターの育成を図り、水稻の受委託を推進する。また、生産に必要な肥料等資材の合理的な物流を推進するため農業資材配送センターの有効利用を図る。米の長期安定供給(農業者保有米の貯蔵、地元消費者への供給)を図るための低温農業倉庫や良質米の生産性向上に役立つライスセンター、及び生産者と消費者の交流の場としての産地直売施設の有効利用を図り、経営の安定化を推進する。

(ウ) C地区

この地域は、水稻単作兼業農業者が多く、施設園芸等の複合経営は僅少である。しかししながら、この地域の大都市近郊という立地条件からみて施設園芸による担い手農業者の育成を推進する。農用地の受委託等による面積の拡大や地区ごとの作期及び品種統一により水稻の安定を図る。また、生産に必要な肥料等資材の合理的な物流を推進するため農業資材配送センターの有効利用を図る。米の長期安定供給(農業者保有米の貯蔵、地元消費者への供給)を図るための低温農業倉庫や良質米の生産性向上に役立つカントリーエレベーターの有効利用を図り、経営の安定化を推進する。

2 農業近代化施設整備計画

該当なし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

本地域は、将来の津島市の農業を担う若い農業経営者の意向や、その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関する団体が地域の農業の発展を図るために行う自主的な努力を支援する。また、意欲と能力ある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援するために、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想、その他の措置を総合的に実施する。

まず、地域担い手育成総合支援協議会において、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするための徹底した話し合いを促進し、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれらの周辺農業者に対して営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図れるように誘導する。

また、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、本市農業委員会を核にして、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

該当なし

3 農業を担うべき者のための支援の活動

地域担い手育成総合支援協議会、県農林水産事務所農業改良普及課の協力を得て、農業経営改善計画の認定を受けた農業者や組織経営体及び今後認定を受けようとする農業者を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び研修会の開催等を行う。

特に、農業者が先進的技術の導入や資本・設備等に大きな資金をかけて経営を発展しようとする場合には、適切な資金計画の下に施設への投資ができるよう地域担い手育成総合支援協議会、県農林水産事務所農業改良普及課、株式会社日本政策金融公庫の参画を仰ぎつつ、資金計画に係る研修や適切な指導を実施する。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本地域は、名古屋市の西16kmにあり、車で20～30分の近距離で広域交通体系も充実している。第2種兼業農家も多く、農業従事者についても就業の機会に恵まれ、安定的兼業農業者も少なくないが、従業地は市外が半数以上を占めている。

そこで、農業従事者にとってより安定的な就業が図られるよう、今後は市内において計画的な企業誘致に努め、農業従事者のニーズにあった安定的な就業機会の確保を進める。

単位：人

区分	従業地		
	市内	市外	合計
恒常的勤務	57	250	307
自営兼業	152	23	175
日雇・臨時雇	78	72	150
その他	21	17	38
総計	308	362	670

(注) 1 アンケート調査（令和3年実施）による。

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

農業従事者の就業機会については、市内及び市外に渡って恵まれているが、より安定的な就業機会の確保を図るため、就業に関する情報提供を充実させる。

新たな企業誘致は、雇用の創出や多方面に波及する経済効果が見込まれるので、都市計画マスタープランに工業・物流拠点が位置付けされている箇所に誘導する。そして、これらの安定的な雇用先確保に伴い農地の流動化を促進し、担い手農業者に農地が集積できるよう誘導する。

3 農業従事者就業促進施設

該当なし

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

「～未来につなぐ～住んでみたい 住んでよかつたまち津島」を目標に生活の利便性、快適性を推進し、きめ細かなふれあいやゆとりある生活空間など、誰もが安心して暮らせる農村生活環境の整備を目指す。

(1) 安全性

■防災対策

災害に備え、安心して生活できるよう、危機管理計画に基づき、今後の新たな感染症対策などの市民の安全を脅かす事態への対応、地域防災力向上のための地区防災計画の作成、自主防災組織の活動に対する支援、日ごろからの自助意識の向上、災害時に必要な備蓄敷材の充実等を進める。

そのため、危機管理の強化、地域防災力の向上、自助意識の醸成、防災対策の充実を図る。

■交通安全対策

近年は、高齢者が加害者にもなる交通事故の増加やあおり運転、子どもを巻き込む交通事故が発生している。そのため、ハード面の道路環境整備に加え、子どもや高齢者を重点対象とした交通安全教育などのソフト面の事故防止対策を図る。また、あわせて交通安全意識やモラル・マナーの向上などを推進する。

更に、65歳以上の高齢者を対象に実践的、疑似的な体験ができる交通安全教室を開催、運転免許証自主返納促進事業として70歳以上の高齢運転者が安心して免許証を返納できる環境づくり、地域や小学校における自転車の安全な乗り方、歩行等についての交通ルール教室の開催、地域の危険箇所等に関する交通環境の整備等を図る。

■防犯対策

少子高齢化や核家族化、コミュニティ意識の希薄化などに伴う地域の犯罪防止機能の低下、高齢者を狙った架空請求詐欺や還付金詐欺など特殊詐欺、子どもや若者を狙ったネット犯罪が増加している。

そのため、警察や防犯関係団体等と連携し、誰もが気軽に取り組める運動などの防犯対策、自主防犯団体への支援と防犯パトロール活動の充実、防犯カメラや防犯灯の設置など防犯環境の向上を図るとともに、広報啓発活動の強化や防犯知識向上に向けた教室の開催など、防犯教育の内容の検討と充実を図る。

(2) 保健性

■生活環境

持続可能で快適なまちを目指すため、暮らしを取り巻く自然環境や生物の生息生育空間の保全・創出、ごみの排出量の減量化、洪水・土砂災害等の災害リスクへの対処、地球温暖化対策など様々な環境問題に対応する必要がある。

そのため、身近な水と緑の保全・創出、資源循環型社会の形成、地球温暖化の緩和策と適応策の推進、魅力ある生活環境の創造を図る。

■保健・医療活動

本市では高いメタボリックシンドrome該当比率を背景に、生活習慣病の予防と重症化予防を重点課題に掲げ、取り組む必要がある。そのため、全世代において健康習慣を身に着けることが必要であり、健康に関心のない層も健康づくりに取り組めるように隣人・友人同士の支えあいや声掛けや仕組み作りを推進する。

また手洗いをはじめとする日常的な感染症対策の推進を図る。

一方、医療面では、地域の救急医療体制を推進するため、津島地区休日急病診療所や医療機関の在宅当番制による休日の医療サービスを提供することで、地域の救急医療体制の推進を図る。また地域医療構想を踏まえた市民病院の役割の推進、地域に根差し、変化する医療に柔軟に対応できる優秀な看護師の育成を図る。

(3) 利便性

■公共交通機関

公共交通の運行を確保し、市民の移動ニーズに対応するため、鉄道・路線バス・タクシー等の公共交通機関の運行事業者と情報の共有、連携の促進を図る。また名鉄津島駅をはじめとする交通結節点機能を充実させ、生活に必要なまちの機能を結ぶ移動手段のネットワーク化を推進する。

また、公共交通の利用啓発等を通じて、様々な利用者層による幅広い用途でのコミュニティバスの利用、バスロケーションシステムの活用等を促進する。

■道路体系

東名阪自動車道が本市南部を通り、隣接する蟹江町に蟹江インターチェンジが設置されている。また主要幹線道路として、南北方向に西尾張中央道、東西方向に名古屋津島線、あま愛西線が通っている。また、今後、整備予定の一宮西港線など主要幹線道路沿道の土地利用の変化に合わせて自動車交通の変化も想定されるところであり、それに合わせた道路網整備、道路ネットワークの形成を図る。

一方、安全・安心な道路交通環境を確立するため、子どもが集団で移動する通学路等を中心に、歩道整備やオープン水路に蓋を掛ける整備などの交通安全対策を行い、安全な通学路の整備や生活道路の充実を図るとともに、年間を通じて道路パトロールを行い、道路の陥没等に迅速に対応し、事故等を未然に防ぐ。

(4) 快適性

公園・緑地は、健康づくりの場やコミュニティ活動の場、災害時における避難場所として重要な空間であり、公園が不足するまちなかの身近な公園の整備を進めるとともに、都市公園施設長寿命化計画に基づき老朽化した公園施設の改修を進める。また都市公園の利便性や魅力向上のため、民間活力による整備手法の導入を検討する。

また公園緑地の管理に当たっては、公園の遊具・施設の業者による保守点検や職員による日常点検を実施し、施設の不具合による事故の発生を防止するとともに、樹木の剪定・消毒を適時に実施し、樹木の枯れ枝や倒木による事故の発生を防止する。

一方、良好な都市環境の形成を図るため、生産緑地法に基づく「特定生産緑地制度」などを活用して、都市部の緑を確保する。

(5) 文化性

■スポーツ振興

従来の競技スポーツに加え、健康づくり、体力づくりへの関心の高まりにより、スポーツに対するニーズが多様化しており、市民が自ら考え、参画していくような仕組みづくりを通じて、よりよい生涯学習・スポーツ環境の充実が求められる。

そのため、スポーツ推進委員、スポーツ協会と連携し、気軽に様々なスポーツに親しむ機会の提供、市民のスポーツニーズの拡大やスポーツ環境の変化に対応した指導者やリーダーの育成・充実を図るとともに、スポーツ施設の改修や整備、学校体育施設の開放等により、安全で快適なスポーツ環境を整えるとともに、効率的な施設運営、サービス向上に努める。

■歴史・文化

本市は、津島神社の門前町として、また交通・経済の要衝である湊町として、近世・中世を通じて繁栄してきた。市内には長い歴史と文化が大切に受け継がれ、600年近く前から続く「尾張津島天王祭」や、国の重要文化財である「堀田家住宅」を始めとする多くの文化財や古い町並みなど歴史的・文化的遺産が残されている。また自然も多く残されており、特に春の桜、初夏の藤・スイレン、秋の紅葉、冬の雪景色など本市の四季を象徴する「天王川公園」は、季節の移り変わりを美しい景観でみせる。

2 生活環境施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	利用の範囲	対図番号	備考
農村振興総合整備事業(向島地区)	排水路4,415m 集落道路425m	A-1	1	H27～R5

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

近年、都市化の進展等によって、地域の環境や生態系に大きな影響が及んでいる。そのため、今後の施設整備においては、生態系の保全や景観に配慮した計画を立案し、整備を行うものとする。また、農地が有する生態系保全等の多面的機能について、住民への広報活動を行うとともに、子供達への環境教育実施のため教育関係者との連携等を推進していくこととする。

第9 付図

別添

土地利用計画図（付図1号）

農業生産基盤整備開発計画図（付図2号）

農用地等保全整備計画図（付図3号）

農業近代化施設整備計画図（付図4号）該当なし

農業就業者育成・確保施設整備計画図（付図5号）該当なし

生活環境施設整備計画図（付図6号）

別記 農用地利用計画

(1) 農用地区域

ア 現況農用地等に係る農用地区域
別表に掲げる土地を農用地区域とする。

イ 現況森林、原野等に係る農用地区域
なし

(2) 用途区分

別表に掲げる農用地区域内の土地について、農業上の用途は別表の「用途区分」欄に掲げるとおりとする。